

# 令和7年度 危険物取扱者保安講習会のご案内

実施機関：栃 木 県

受託機関：一般社団法人栃木県危険物保安協会

協力機関：各地区危険物保安協会(各消防本部(局)内)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

## 1 受講対象者

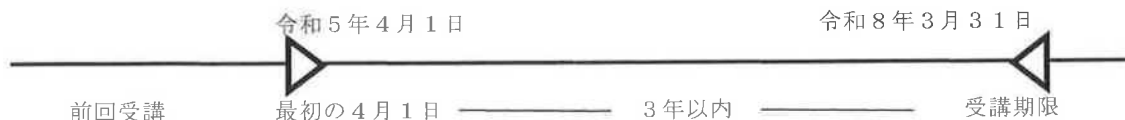
危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次に該当する方は危険物取扱者保安講習を受講しなければなりません。受講対象者がこの講習を受講しない場合は、消防法第13条の2第5項の規定により免状の返納を命ぜられることがあります。

なお、受講義務のない方でも免状所持者であれば希望者は受講できます。

### (1) 継続して危険物取扱作業に従事している方

受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講

例：令和5年2月1日受講



### (2) 新たに危険物取扱作業に従事することになった方

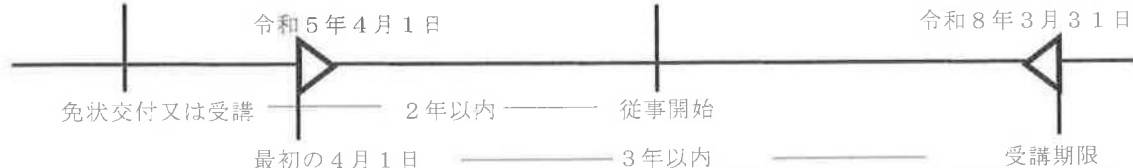
例：令和7年2月1日従事開始



### (3) 上記(2)のうち、従事開始前2年以内に免状の交付または講習を受けている方 免状交付日または受講日以降における最初の4月1日から3年以内に受講

例：令和5年2月1日免状交付又は受講

令和7年2月1日従事開始



お願い：講習会場には、受講申請のお問合せはなさないようお願いします

## 2 講習区分

危険物施設の種類により次の区分で講習を行います。

|         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 講習区分    | 従事している危険物施設                     |
| 給油取扱所   | 給油取扱所、自家給油取扱所、移動タンク貯蔵所（タンクローリー） |
| 一般（その他） | 上記以外の危険物施設                      |

## 3 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項・・・・・・・・・・ 1 時間
- (2) 危険物の火災予防等に関する事項・・・・・・・・ 2 時間

## 4 受講申込手続等

- (1) 受講申請書の配付場所

県内の各消防本部（局）及び（一社）栃木県危険物保安協会にて配付しています。

また、当協会ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 各消防本部（局）への受講申請

ア 受講申請窓口は、受講を希望する会場に応じ、それぞれの受付消防本部（局）になります。（郵送での受付はしておりません。）

イ 受付時間は、申請期間（土・日・祝日を除く）9時から17時までです。

ウ 申請期間中であっても、定員になり次第受付を締め切ります。

- (3) （一社）栃木県危険物保安協会への受講申請

ア 消防本部（局）への申請期間終了後に定員に達しない場合には、当協会でするので当協会にお問い合わせください。申請書を郵送する場合は、110円切手を貼った受講票返送用封筒を必ず同封してください。

イ （一社）栃木県危険物保安協会のオンライン講習受講者は、講習修了後の手続きが必要になります。

当協会に、修了証、危険物取扱者免状及び免状返送用封筒（定型封筒の表に住所、氏名を記入し、簡易書留郵便料金460円分の切手を貼ったもの）の3点を当協会に持参するか郵送（方法については受講者にお任せします）してください。

修了証を確認し免状に公印等を押印しお返し致します。

ウ 1月予定（会場未定）の申請先は、当協会のみとなります。

- (4) 受講申請に必要な書類等

ア 受講申請書

受講区分について、給油取扱所又は一般のいずれかを明記してください。

イ 受講手数料 5,300円（令和7年10月1日から手数料の納付のキャッシュレス化が始まりますが、収入証紙とキャッシュレス決済の併用はできません。詳しくは、栃木県庁ホームページをご覧ください。）



※栃木県庁ホームページ

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/102/documents/kiikenbutsuhoankoushu.html>

栃木県収入証紙は、消防本部(局)での取扱はしておりません。ファミリーマートやローソン(取扱いのない店舗がありますので、詳しくは、県のホームページでご確認ください。)及び当協会において販売しています。

#### ウ 危険物取扱者免状

受付の際、書換の手続等により免状を持参できない場合は、その旨係員に申し出てください。当協会へ郵送申込の場合、免状(コピー)の添付は不要です。

- (4) 受講票の交付 受講申請を受付けた場合は、申請者に受講票を交付します。

### 5 講習当日の受付

- (1) 講習当日は、受講者本人が受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出してください。

なお、書換申請の手続等のため、当日免状を持参できない場合はその旨係員に申し出てください。その際、本人であることを確認できる運転免許証等を持参してください。

- (2) 受付は、講習開始時刻の30分前からです。

なお、講習開始時刻までに受付されない場合は、受講できませんのでご注意ください。

### 6 講習修了の証明及び免状の返却

講習終了後、危険物取扱者免状に公印を押印してお返しいたします。

### 7 その他

- (1) 受講申請書の記入に当たっては、※印以外の事項について楷書で記入してください。

- (2) 受講申請書受付後、やむを得ず欠席された場合は、年度内であれば他の会場での受講ができますので、必ず(一社)栃木県危険物保安協会へ連絡してください。

- (3) 台風その他の事情により講習会を延期又は中止する場合は、(一社)栃木県危険物保安協会のホームページ(<http://www.13tochiki.or.jp>)に掲載します。

- (4) 講習会場に駐車場が無いところもありますので受付の際にご確認ください。また、自動車で来場した時の駐車違反及びその他の自動車に関する責任は一切負いません。

- (5) 講習の途中で退席されますと、原則、講習修了と認められません。

- (6) 受付消防本部(局)への問合せは申請期間中をお願いします。

- 8 (一社)栃木県危険物保安協会のオンライン講習申請方法については、申請期間の1か月前に当協会ホームページに掲載しますので確認をして下さい。

- 9 (一財)全国危険物安全協会においてオンライン講習が始まりますが、当協会の申請方法や受講状況確認方法が異なりますので、詳しくは全国危険物安全協会のホームページを確認して下さい。 <https://zenkikyo.or.jp>

郵送先・問合せ先 一般社団法人栃木県危険物保安協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1丁目3番10号(栃木県庁舎西別館3階)

TEL:028-622-0438 FAX:028-622-0439

<http://www.13tochiki.or.jp>

栃危協ホームページ



全危協 Youtube チャンネル



※全危協 Youtube チャンネルで、危険物取り扱いに関する動画等が見られます。